別記様式第八の二

河川法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、〇〇閘門の通行方法を次のように指定する。ただし、この通航方法の指定は、令和　　年　　月　　日から適用する。

一　並進しないこと。

二　前に閘門内に進入した舟又はいかだと〇〇メートル以上の間隔を保つて進入すること。

三　閘門のゲートの開閉が完了した後出入すること。